平成２３年（フ）第１０２７号
神奈川県茅ヶ崎市中島1136番地　湘南ａｂｓⅠ　210号
債務者　前田知代子（旧姓直江）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０３０号
横浜市港南区下永谷３丁目66番12号　ソシア八木台Ⅱ　101
債務者　黒木　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４８号
東京都東村山市恩多町５丁目40番地１恩多町５丁目アパート２―103
債務者　奥崎美枝子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４５１号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地27棟303号
債務者　梅田　信一
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５３９号
横浜市港南区大久保２丁目31番21―203号
債務者　林部　三雄
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２６号
横浜市青葉区たちばな台１丁目５番地46　サンライフまるい201
債務者　碓田　廣治
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２７号
横浜市青葉区たちばな台１丁目５番地46　サンライフまるい201
債務者　碓田　道江
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７４号
横浜市旭区本宿町48番地４　コートミディ二俣川205
債務者　田代　博美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１号
静岡県焼津市田尻北1417番地　フィッシャーマンズハウス101号
債務者　田中　朝男
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
静岡県島田市旭１丁目４番45号　県営住宅島田旭団地１棟202号室、旧住所静岡県島田市本通３丁目５番の１　アヴェニュー305号室
債務者　村上　絹枝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８０号
静岡市清水区庵原町578―１　特別養護老人ホームいはらの里、住民票上の住所静岡市清水区西久保74番地の10
債務者　齋藤　　守
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２７号
静岡県焼津市石脇上704番地の１
債務者　橋ケ谷光徳
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８号
静岡県焼津市石脇上704番地の１
債務者　橋ケ谷貴子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３号
熊本県天草市本町本726番地
債務者　倉田　美加（旧姓深谷）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月30日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１４４号
青森市浪館前田４丁目19番35号
債務者　望月　智子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係